

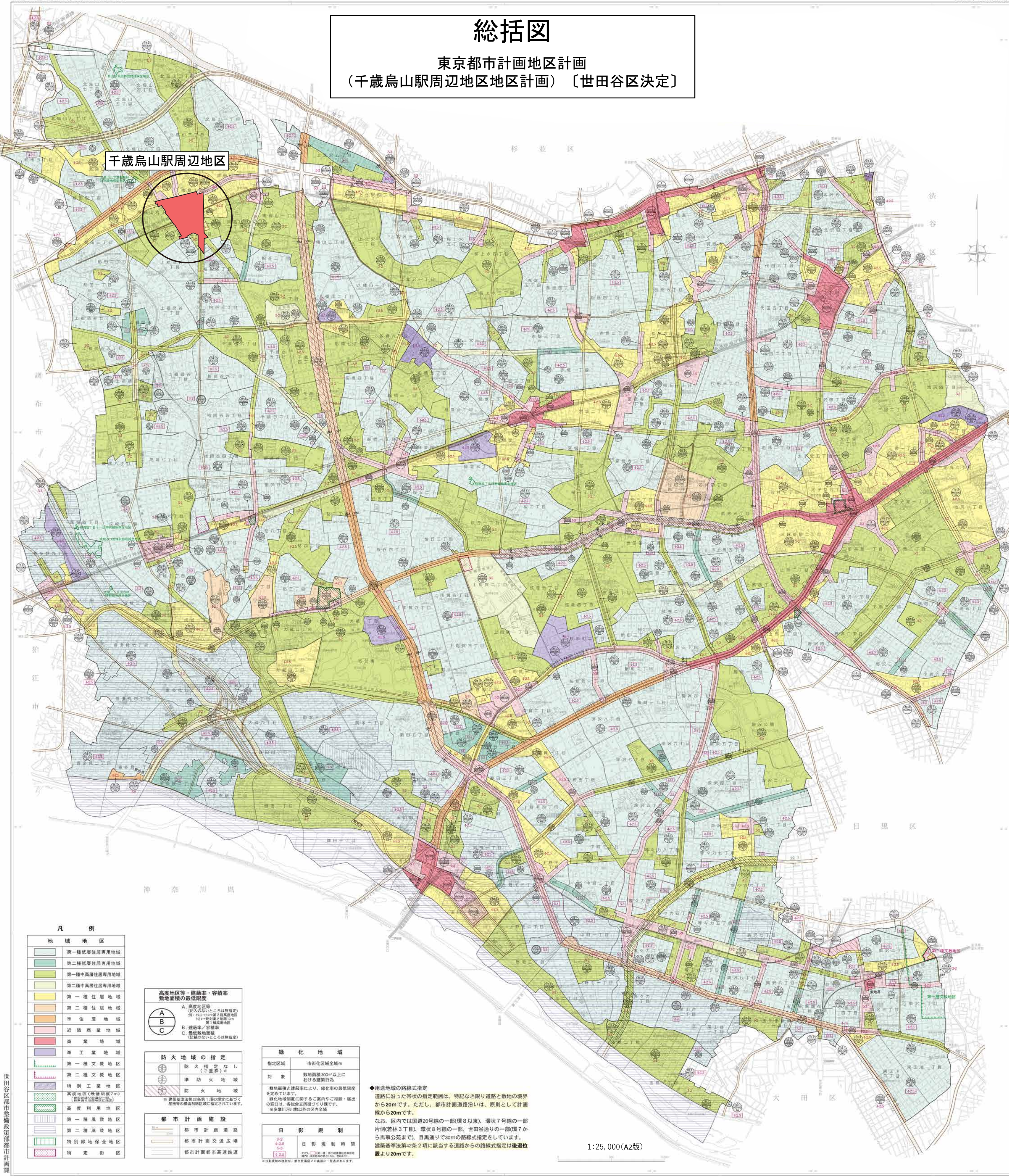
図部に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

総括図

東京都市計画地区計画
(千歳烏山駅周辺地区地区計画)〔世田谷区決定〕

千歳烏山駅周辺地区



世田谷区都市整備政策部都市計画課

凡 例	
地 域 地 区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(高度7m)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等、建蔽率・容積率 敷地面積の最高限度	
A	高度地区等 (正入のないところは無指定) 例) 100㎡×100㎡の敷地面積 300㎡(敷地面積100㎡ の1/3)以下
B	建蔽率/容積率 (正入のないところは無指定)

防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域
対 象	敷地面積300㎡以上に おける建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所づくり課です。 ※多摩川河川敷内の区内全域	

日 影 規 制	
3.2 3.25 3.3	日影規制時間

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7か
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

1:25,000(A2版)

1. 図部(図面)は、市街化区域(市街化区域)の図面(図面)を参照してください。

この図面は、国土利用計画法(第10条)に基づいて作成したもので、
「土地利用計画(土地利用計画)」の図面(図面)を参照してください。

図部(図面)は、市街化区域(市街化区域)の図面(図面)を参照してください。